**主任介護支援専門員更新制度について**

**○　平成２８年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度（有効期間５年間）が導入されました。**

本県における取扱いについては、平成２８年１２月２６日に「主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間の更新に必要な研修として扱うことについて」でお知らせしたところですが、平成２９年３月３１日に介護保険法施行規則の一部改正に伴い、平成２９年５月１９日に厚労省老健局長通知（「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について）において、取扱いが示されました。

よって、取扱いを以下のとおり変更いたしましたのでお知らせします。

**１　主任介護支援専門員の資格有効期間**

平成２７年度以降に主任介護支援専門員研修を修了した者の資格有効期間については、当該研修を修了した日から５年間となりますが、平成１８年度から２６年度の間に主任介護支援専門員研修を修了した者については、以下の資格有効期間（経過措置）が適用されます。

（１）平成１８～２３年度に主任研修を修了した者　→　**平成３１年３月３１日まで**

（２）平成２４～２６年度に主任研修を修了した者　→　**令和２年３月３１日まで**

**２　主任介護支援専門員資格の更新**

主任介護支援専門員は、上記１に該当する資格有効期間内に主任介護支援専門員**更新**研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができます。

なお、更新研修修了後の有効期間については以下のとおりになります。

（１）平成１８～２６年度に主任研修修了者が主任更新研修を修了した場合

**→　最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から５年間**

（２）平成２７年度以降に主任研修修了者が主任更新研修を終了した場合

**→　主任介護支援専門員研修修了日から５年間の後の応当日の５年間**

**３　主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱い**

（１）主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。ただし、主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。当該研修修了後、介護支援専門員証の更新交付申請を行う必要があります。

（２）主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期限に置き換えて交付します。

ただし、本人の希望により置き換えないことも可能です。

どちらを選択するかについては、別紙 申出書を提出してください。

　介護支援専門員証の更新については、以下を参考に手続きをお願いいたします。

・（リンク先）[*介護支援専門員の登録、申請及び届出について（届出様式一覧）*](https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/cm_touroku.html)

・（リンク先）[*主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員更新手続きについて*](file:///%5C%5C10.2.21.68%5Cweb%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8%5C%E9%AB%98%E9%BD%A2%E7%A6%8F%E7%A5%89%E8%AA%B2%5CKOUREI%5Ckaigohoken%5Ccaremanager%5Cshunin_koushin%5C4_shunin_koushintetsuzuki.pdf)